３　第一項の表中「単体自己資本比率」とは、法第十一条の八第一項各号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準（次項において「自己資本比率基準」という。）のうち法第十一条の八第一項第一号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

４　第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十一条の八第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

（連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条　（略）

２　（略）

３　第一項の表中「単体自己資本比率」とは、法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の八第一項各号に掲げる基準（次項において「自己資本比率基準」という。）のうち法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

４　第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の八第一項第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第五条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） **第七十四条**　（略） ２　令第七条第九項第三号の会員が主たる出資者となっているもので主務省令で定めるものは、総株主等の議決権（法第二十四条第五項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の二分の一以上の議決権が会員により保有されている会社（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社を除く。）であって、当該会員の行う事業の一部を営むものとする。 ３～５　（略） （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第八十五条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ・ロ　（略）	（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） **第七十四条**　（略） ２　令第七条第九項第三号の会員が主たる出資者となっているもので主務省令で定めるものは、総株主等の議決権（法第二十四条第五項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の二分の一以上の議決権が会員により保有されている会社（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社を除く。）であって、当該会員の行う事業の一部を営むものとする。 ３～５　（略） （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第八十五条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ・ロ　（略）